平成 2 8 年第 2 回 (6 月) 三郷町議会 定 例 会 · 会 議 録 (第 1 号)

招集年月	月日		Σ	P 成	2 8	年 6 月	3 日		
招 集 場			Ξ	三 绸	3 田丁	議会	議場		
開 (開	会 議)	平成 2	8年6月	3 日	2	午前9時3() 分宣告	(第1	日目)
		1番	神崎	静	代	2番	久(呆 安	正
		3番	南	真	紀	4番	兼	平 雄二	二郎
		5番	先 山	哲	子	6番	佐	予 英	史
出席議	員	7番	木 谷	慎-	一郎	8番	辰	己 圭	_
		9番	山田	勝	男	10番	深っ	大 健	宏
		11番	伊藤	勇	=	12番	下木	र्ग	修
		13番	高岡		進				
欠 席 議	員	な	U						
		町			長		森	宏	範
		副	町	-	長		梶り	‡ 博	之
		教	育		長		山里	予 —	明
		総	務 部		長		池日	日 朝	博
┃ ┃ 地 方 自 治 法 第	₹ 121	環 境	整 備	部・	長		西柞	寸 敦	司
条の規定によ 明のため出席	り説	健康	福祉	部・	長		大 西	5 孝	浩
者の職氏名		水	道 部		長		酒日	日昌	和
		教	育 部		長		窪	順	司
		会 討	管	理	者		清	k 信	義
		松	務 課		長		渡	魚 充	規
		企 画	財政	課	長		加 均	也義	之

	教育委員会委員長 鶴丸 浩
 行 政 委 員	代表監査委員 瓜生英明
	農業委員会副会長
	公平委員会委員長藤原佑二
本会議の職務のため出席した者の職	議会事務局長大内美香
氏名	議会事務局長補佐 小村雄一
	承認第 8号 平成28年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別 会計補正予算(第1号)の専決処分について
	議案第 3 7 号 平成 2 8 年度三郷町一般会計補正予算(第 1 号) 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度三郷町介護保険特別会計補正予算
	(第1号) 議案第39号 三郷町保育料等徴収条例の一部改正について
町長提出議案の題	議案第40号 平成28年度橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修 工事(開運橋)(社会資本総合整備事業)請負契約
目	の締結について 議案第41号 平成28年度三郷町水質改善下水道汚水管築造工 事(明治橋団地1工区)請負契約の締結について
	議案第42号 平成28年度信貴ケ丘浄水場受配電設備更新工事 請負契約の締結について
	議案第43号 三郷町道路線の廃止について 議案第44号 三郷町道路線の認定について
	報告第 3号 平成27年度繰越明許費繰越計算書について
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の 氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 1番 神 崎 静 代 2番 久 保 安 正

平成28年第2回(6月)

三郷町議会定例会議事日程(第1号)

平 成 2 8 年 6 月 3 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議

日	程		
第	1		会議録署名議員の指名
第	2		会期の決定
第	3	承認第 8号	平成 2 8 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予
			算(第1号)の専決処分について
第	4	議案第37号	平成28年度三郷町一般会計補正予算(第1号)
第	5	議案第38号	平成28年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)
第	6	議案第39号	三郷町保育料等徴収条例の一部改正について
第	7	議案第40号	平成28年度橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事(開運
			橋)(社会資本総合整備事業)請負契約の締結について
第	8	議案第41号	平成 2 8 年度三郷町水質改善下水道汚水管築造工事(明治橋
			団地1工区)請負契約の締結について
第	9	議案第42号	平成28年度信貴ケ丘浄水場受配電設備更新工事請負契約の
			締結について
第 1	0	議案第43号	三郷町道路線の廃止について
第 1	1	議案第44号	三郷町道路線の認定について
第 1	2	報告第 3号	平成27年度繰越明許費繰越計算書について
第 1	3		提案理由の説明
第 1	4		一般質問

開 会 午前 9時30分

〔開会宣告〕

議長(高岡 進) 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第113条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、平成28年第2回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長(高岡 進) 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長(森 宏範)(登壇) 皆さん、おはようございます。本日、三郷町告示第17号によりまして、平成28年第2回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、承認案件1件、議決案件8件、報告 案件1件の計10件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長(高岡 進) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第127条の規定により、 1番、神崎静代議員、2番、久保安正議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長(高岡 進) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月10日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月10日ま での8日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長(高岡 進) 次に、日程第3、「承認第8号、平成28年度三郷町住宅新築資金 等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について」から日程第12、「報

告第3号、平成27年度繰越明許費繰越計算書について」までを一括議題とし、 事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐(小村雄一) 朗読いたします。

日程第 3 承認第 8号 平成28年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会 計補正予算(第1号)の専決処分について

日程第 4 議案第37号 平成28年度三郷町一般会計補正予算(第1号)

日程第 5 議案第38号 平成28年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第 1号)

日程第 6 議案第39号 三郷町保育料等徴収条例の一部改正について

日程第 7 議案第40号 平成28年度橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事(開運橋)(社会資本総合整備事業)請負契約の締結について

日程第 8 議案第41号 平成28年度三郷町水質改善下水道汚水管築造工事 (明治橋団地1工区)請負契約の締結について

日程第 9 議案第42号 平成28年度信貴ケ丘浄水場受配電設備更新工事請 負契約の締結について

日程第10 議案第43号 三郷町道路線の廃止について

日程第11 議案第44号 三郷町道路線の認定について

日程第12 報告第 3号 平成27年度繰越明許費繰越計算書について 以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長(高岡 進) 日程第13、ただいま朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長(森 宏範)(登壇) それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「承認第8号、平成28年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について」であります。

本会計におきまして、平成27年度の収支に赤字が生じたことから、平成28年度において繰上充用の措置を行うため、本年5月31日付をもって専決処分を行ったものであります。

内容といたしましては、当初予算に2億5,356万9,000円を追加し、

補正後の予算総額を2億7,447万7,000円としたもので、歳出では前年度繰上充用金で、歳入では諸収入で、同額をそれぞれ計上したものであります。

次に、「議案第37号、平成28年度三郷町一般会計補正予算(第1号)」についてであります。

当初予算に1億5,153万1,000円を追加し、補正後の予算総額を81 億7,153万1,000円とするものであります。

まず、歳出といたしまして、総務費では、本年4月に発生いたしました熊本地震に伴う本町の復興支援の一環として、家屋被害認定支援業務要員や保健師を現地へ派遣する費用として、一般管理費で67万3,000円を計上するものであります。

また、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業におきまして、今年度は自治会活動に対する助成で3団体が採択されたことから、自治振興費で560万円を計上するものであります。

なお、同センターの自主防災組織に対する助成にも1団体が採択されたことから、消防費の防災費で50万円をそれぞれ計上するものであります。

次に、民生費では、後ほどご説明申し上げます介護保険特別会計の補正に伴う 繰出金といたしまして、老人福祉総務費で86万4,000円を計上するもので あります。

次に、衛生費では、現在、乳幼児の集団健診につきましては全て町の保健師で対応しておりますが、1名が育児休暇を取得しており、新たに1名が育児休暇を取得する予定であることから、非常勤職員で保健師を雇用するため、保健衛生総務費で23万6,000円を計上するものであります。

次に、農林業費では、農林水産省が支援する経営体育成支援事業において株式会社農業法人岡伸が助成の認定を受けたことから、農業振興費で74万9,00 0万円を計上するものであります。

次に、土木費におきまして、国庫補助金の社会資本整備総合交付金が当初の見込みから大幅な減となり事業計画を変更することとなったことから、道路橋梁費で1億5,920万3,000円を、交通安全施設費で300万円を、それぞれ減額するものであります。

また、既存木造住宅耐震診断事業につきまして、基準額の増額に伴い、都市計画総務費で2万5,000円を追加するものであります。

次に、教育費では、中学校建替事業におきまして、来年度の着工に向け、子どもの安心安全を第一に仮設校舎の建設について検討してまいりました。その仮設校舎の建設場所となる奈良学園大学との協議が進み、今回、同学園のキャンパス内に仮設校舎の建設に着手できる見込みとなったことから、移転経費も含め、学校管理費で3億582万6,000円を計上するものであります。

また、文化ホールの調光操作卓につきまして、老朽化による取りかえに係る予算を計上しておりましたが、調光操作卓が受注生産であり製作に時間を要するため、今年度の使用期間が5カ月に短縮される見込みとなりました。そこで、本年度に係る予算として、文化センター管理費で168万円を減額する一方、債務負担行為の期間と限度額を同時に変更するものであります。

また、スポーツセンター、ウォーターパークにおきまして、汚水排水用の圧送ポンプが故障し、現在は予備機のみでの運転を行っておりますが、夏の開園に向け早急に取りかえておく必要があることから、スポーツ施設管理費で94万1, 000円を追加するものであります。

一方、歳入では、歳出で説明いたしました経営体育成支援事業に伴い、国庫補助金で74万9,000円を、また、既存木造住宅耐震診断事業の基準額の増額に伴い、国庫補助金で1万3,000円を、県補助金で6,000円をそれぞれ計上するものであります。

また、社会資本整備総合交付金事業におきまして、本年度も要望額に対し内示額が大幅に減となったことから、公営住宅改善事業分も含め、国庫補助金で9,656万1,000円を、町債で5,590万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、コミュニティ助成事業の採択に伴い、雑入で610万円を計上するものであります。

また、中学校仮設校舎建設の財源といたしまして、公共施設整備基金繰入金で 2億6,600万円を計上するとともに、財政調整基金繰入金を3,112万4, 000円増額することで収支を合わせるものであります。

次に、「議案第38号、平成28年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

特別養護老人ホーム等の介護保険3施設やショートステイを利用する方の食費、部屋代につきましては、低所得者に対しまして負担軽減措置を行っておりますが、

本年8月から公平性をさらに高めるため、負担軽減措置の利用者、負担段階の判定に非課税である遺族年金及び障害年金も収入に含めることとなりました。これに伴うシステム改修の経費として、歳出では一般管理費で、また歳入では一般会計繰入金で86万4,000円をそれぞれ計上するものであります。

続きまして、「議案第39号、三郷町保育料等徴収条例の一部改正について」であります。

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、第1子及び第2子の保育料の 負担軽減を拡充するため、本条例の一部を改正するものであります。

内容としましては、年収約360万円未満のひとり親世帯等について、第1子については現行の2分の1、第2子については無償とするものであります。また、同じく年収約360万円未満相当の世帯における兄弟姉妹の多子計算の対象について、現行の年齢制限を完全撤廃するものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日からとし、平成28年4月分の保育料から適用するものであります。

続きまして、「議案第40号、平成28年度橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事(開運橋)(社会資本総合整備事業)請負契約の締結について」であります。

本案につきましては、昭和6年の架設から85年が経過している開運橋について、橋梁の下部が腐食等により著しく劣化していることから、橋梁補修工事の請 負契約を締結するものであります。

今回、一般競争入札の結果、大阪市阿倍野区文の里4丁目17番36号、上都建設株式会社 代表取締役 堂上雄一を契約の相手方とし、8,103万9,960円で請負契約を締結するもので、平成29年2月の工事完了を予定しているものであります。

続きまして、「議案第41号、平成28年度三郷町水質改善下水道汚水管築造工事(明治橋団地1工区)請負契約の締結について」であります。

本案につきましては、勢野東1丁目、明治橋団地内で推進及び開削工法により 汚水管を築造する工事の請負契約を締結するものであります。

今回、一般競争入札の結果、生駒郡三郷町立野北1丁目22番65号、株式会社山岡組 代表取締役 山岡告章を契約の相手方とし、6,419万3,040円で請負契約を締結するもので、平成29年1月の工事完了を予定しているものであります。

続きまして、「議案42号、平成28年度信貴ケ丘浄水場受配電設備更新工事請 負契約の締結について」であります。

本案につきましては、平成2年の設置から26年が経過し、機能が低下している浄水場の受配電設備を更新する工事の請負契約を締結するものであります。

今回、一般競争入札の結果、奈良市法華寺町213番1、吉田機電株式会社 代表取締役 髙橋敏彦を契約の相手方とし、5,491万440円で請負契約を締結するもので、本年12月の工事完了を予定しているものであります。

続きまして、「議案第43号、三郷町道路線の廃止について」及び「議案第44 号、三郷町道路線の認定について」であります。

両議案につきましては関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本案につきましては、三郷中学校建替事業に伴い、現在、校舎と体育館を分断している町道立野 1 0 号線を中学校敷地として一体利用する必要があることから、同路線を一旦廃止した上で開発区域を除いて改めて町道認定するとともに、道路として整備する 2 路線について新たに町道認定するため、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、「報告第3号、平成27年度繰越明許費繰越計算書について」であります。

平成27年度一般会計補正予算に定める繰越明許費といたしまして、総務費の財務会計システム公会計連携対応業務ほか7事業で、総額3億6,165万円を本年3月31日付で翌年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議いただき、承認、可決賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長(高岡 進) 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

- 議長(高岡 進) それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営 委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。
- 議会事務局長補佐(小村雄一) 朗読いたします。(別紙1頁~4頁) 以上でございます。
- 議長(高岡 進) お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に

付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それ ぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

〔一般質問〕

議長(高岡 進) 日程第14、一般質問を行います。

三郷町議会会議規則(質疑の回数)第55条、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。また、(発言時間の制限)第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑に なされますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

2番(久保安正)(登壇) 1問目、NPO法人ヒューマンライツサンゴウ(H.R. S)への町などの支払額とH.R.Sの事業収入額が食い違っていることの調査 を。

3月議会の総務建設常任委員会で私は、NPO法人H.R.Sについて次のように質問を行いました。H.R.Sは住所地をふれあい交流センターとし、町が発注する業務を請け負い、ふれあい交流センター内の1室を行政財産の使用許可をとって事務所とし、また、代表の梅野浩二氏は部落解放同盟下之庄支部の支部長であることもあり、町が設置している審議会や審査会などでいろいろな委員についているなど、町と何かと深い関係がある法人です。そのH.R.Sに対し町と人権フェスタ実行委員会が平成26年度に支払った金額の合計額は399万8,144円であるのに対し、H.R.Sが奈良県に報告した会計収支計算書の事業収入額は245万2,000円ちょうどとなっており、差し引き154万6,144円も少なくなっている。なぜ金額に食い違いがあるのか、町として調べてみるべきでは、こういう質問を委員会で行いました。

これに対しまして副町長から、県が指導監督するNPOの許可を出しているのは県、第一義的には県だと思うとの答弁がありました。

5 月 1 2 日に共産党町会議員団はNPO法人を担当する県の青少年・社会活動

推進課を訪ね、課長と面談をし、次のような文書を提出いたしました。

2016年5月12日、奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課様。生駒郡三郷町日本共産党三郷町議会議員団。

特定非営利活動法人ヒューマン.ライツ.SANGOの会計収支決算書について。

平素は青少年社会活動推進にご尽力、ご苦労さまです。さて、2016年3月、三郷町定例議会の総務建設常任委員会での日本共産党の委員の質問、特定非営利活動法人ヒューマン・ライツ・SANGO(H.R.S)が県に提出した2014年度の会計収支計算書によれば、事業収入は245万2,000円となっている。一方、三郷町がH.R.Sに委託している事業などに対する支出及び人権フェスタ実行委員会からのH.R.Sに対する支出の合計だけでも399万8,144円となっており、金額が合致しない。

H.R.Sは三郷町に関係の深い法人であるので、町として調べてみるべきではないかに対して、町の答弁は、NPO法人の許可を出しているのは県であり、指導監督するのは県です。第一義的には県が調べるべきと思いますということでした。つきましては、町のH.R.Sの支出の資料も提出いたしますので、県で収入と支出の金額が合致しないことについて、調査していただきますようよろしくお願い申し上げます。

こういう文書を5月12日に県の青少年・社会活動推進課に提出いたしました。 これに対しまして、青少年・社会活動推進課の課長から5月24日付で次のような文書回答がありました。

平成28年5月24日。日本共産党三郷町議会議員団。奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課課長、森 啓さん。

特定非営利活動法人ヒューマン.ライツ.SANGOの会計収支決算書の調査について。

平素より奈良県行政にご協力いただき、ありがとうございます。 2 0 1 6 年 5 月 1 2 日付で依頼がありました標記の件について、次のとおり回答します。

記。 1、特定非営利活動促進法は、特定非営利活動法人の自主性、自立性を尊重することを旨としており、例えば設立手続においても要件が整えば認証できるなど行政の関与を最小限にして、特定非営利活動法人が自由に設立し、活躍できるようにしております。 2、この法の趣旨に基づき、所轄庁では事業年度ごとに

法人内で理事会または総会の決議を経た決算書類を法人から提出を受けているところですが、特定非営利活動促進法第41条に規定される報告及び検査につきましては、法令に基づいてする行政処分、または定款に違反する相当な理由があるときに限られています。所轄庁である奈良県としては、提出されている決算書類と今回の内容が一致しない可能性がある場合であっても、直ちにそれをもって同法に基づく報告の聴取や立ち入り検査など、職権による調査はできないと考えています。

こういう回答が届きました。つまり、県も職権による調査は数字が食い違って もできないという返事です。三郷町は奈良県が調べるべきだと言う、県は調査は できないと言う。

改めてお聞きをします。調べるのは県だということについて、なぜそうなのか、 お答えをお願いします。

また、副町長からは、私久保が指摘したような事実があるかどうかは、今ここではわからないので、検討してみるとの答弁もありました。検討した結果についてのお答えをいただきたい。よろしくお願いします。

議長(高岡 進) 池田総務部長。

総務部長(池田朝博)(登壇) それでは、私のほうから、久保議員の1問目の質問に 対してお答えをしてまいりたいと思います。

今さら申し上げるまでもございませんが、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人でございますけれども、近年、さまざまな分野において活動する民間団体がより活動しやすくするために、法人格を付与する特定非営利活動促進法が平成10年12月に施行されたところでございます。法人の設立に際しましては、認証権及び監督権を持つ所轄庁、本件の場合は奈良県でございますが、奈良県に申請をし認証を受けるもので、法人格を取得された後も毎事業年度ごとに事業報告書等を奈良県知事に提出することとなっております。

ご質問のNPO法人に係る財務内容に関しましても、前述の法令に基づき提出された書類の内容に関する事項でありますが、それらの提出資料は県において閲覧に供されているものでありますけども、元来、所轄庁であります奈良県が業務や財務状況に関する報告を求め、その内容に関し必要があれば調査を行う権限を有しておるということで、先ほど議員のほうにも県のほうへ依頼文書を出され、それに対してお答えがあったというようなご質問の内容にもその旨をおっしゃっ

ていただいたわけですけども、ただ、関連法から申しますと、やはり法令に基づく要件に欠く場合があっては、改善を求める権限を有しているのは県だというふうに私どもは理解をしております。

このことから、提出されました財務資料の内容に対しましては、所轄庁であります奈良県がやはり対処すべき事項であり、町が直接調査等を行う事項ではないのではないかというふうに考えておるところでございますけども、議員がそういう依頼文を県に出されたということは承知をしておりませんでしたので、私どももご質問がありました後、県のほうに出向きましてその対応策を聞いたところ、同様のことをおっしゃいました。おっしゃいましたが、全く動きがないということで、質問の中には、町はどうするんだというご質問の事項もありました関係上、それを踏まえまして、このご質問に関する事項に対し私ども町のほうから当該法人に対しまして直接、こういう指摘を受けておるということで、その状況に対する法人の対処等につきまして確認をいたしましたところ、既に内容の一部修正の手続を行っており、修正された書類は近日中にも県へ提出を行う予定となっておるということの回答を得ましたので、それ以上の調査等は行っておらないというのが現状でございます。

以上でございます。

議長(高岡 進) 再質問を許します。

2番(久保安正)(登壇) 今、総務部長から答弁をいただきまして、町のほうでH.R.Sに直接出向いて話を聞こうとしたところ、修正報告をしようということで準備をしているということでございました。町のほうで動いていただいて感謝しておきます。ありがとうございます。H.R.Sさんもそれに応えて何とかしようとしている、町が行く前に既にやろうとしていたということでもあるんですけども、いずれにしろ数字が全然違っているということは事実なわけですから、修正申告をして当たり前だというふうに思います。

ところで、私はこれまでは平成26年度についての金額が食い違うということを申し上げてきたんですけれども、じゃ、その前はどうだったのか、これは26年度だけの問題だったのかということです。25年度と24年度についても調べてみました。平成25年度、町と人権フェスタ実行委員会が支払った金額の合計は383万9,634円です。H.R.Sが県に報告した会計収支計算書の事業収入合計は232万円ちょうどです。ここでも151万9,634円少なくなっ

ています。平成24年度はどうだったか。町と人権フェスタ実行委員会が支払った合計額は353万4,645円です。H.R.Sが県に報告した会計収支計算書によれば、事業収入合計は247万円ちょうど。ここでも106万4,645円少ない金額が報告をされております。

つまり、これを見ると、単に26年度だけの問題ではないということです。結論的に言いますと、H.R.Sは毎年うその会計収支計算書を県に提出し続けていたということだと思います。

町長、副町長にお聞きをします。こういうことが明らかになったことを踏まえて、改めてお聞きしますけれども、H.R.Sと町との関係を私は見直すべきだと思いますが、町長、副町長はどのようなお考えですか、お聞かせください。

議長(高岡 進) 梶井副町長。

副町長(梶井博之)(登壇) 久保議員の再質問についてお答えを申し上げます。

26年度の会計報告のみならず、それにさかのぼること25年、24年も同様の過ちがあったんだろうというご指摘でございました。今、総務部長からもご報告申しましたように、26年度については多分、錯誤があったんだろうということで修正をするということで、私ども、まだ推測の域でしかわかりませんけども、同じような会計処理、同じような錯誤の会計処理が過去の段階でも行われていた可能性があるんでしょうね。だから、どういう会計処理をされていたのかよくわかりませんけども、同様の会計処理を以前からされていたら、そういう錯誤が、どういう考えのもとに会計報告をされているのか、私どもも詳細については承知しておりませんけども、同様の会計処理をされていて、錯誤があるのならば同様に修正されるのではないかと考えます。

以上です。

議長(高岡 進) 再々質問を許します。

2番(久保安正)(登壇) 副町長から大変苦しい答弁があったわけですけども、推測で錯誤していたのかどうかということを言うているんじゃないんです。事実と違っていますよ、H.R.Sとの関係を見直すべきだと思うんですけども、いかがですかという質問です。見直す、見直さない、明確な答弁、どちらかでお願いいたします。

議長(高岡 進) 梶井副町長。

副町長(梶井博之)(登壇) 失礼いたします。

久保議員の再々質問にお答えいたしますけども、私は今、関係を見直すべきだというご趣旨という話には認識しておりません。だから、報告については事実の報告があったようでございますので、そういう形でご答弁を申し上げましたけども、H.R.Sとの関係についてはどうするんだというご質問ではなかったように思います。そういうふうな理解は私どもはしておりません。

(「私の質問に対する答えをお願いします」の声あり)

副町長(梶井博之)(登壇) だから、見直すことは、そういうご質問だというふうに は認識をしておりませんでした。だから、今の現状のままで行ってまいります。

(「要するに、見直さないということやな。はい、わかりました」の声あり)

議長(高岡 進) 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。2番、久保安正議員。

2番(久保安正)(登壇) 2問目の質問をいたします。

教育委員会の「三郷中学校建替工事について」という文書について質問いたします。

資料として添付しておりますが、4月14日付で三郷町教育委員会、教育長山野一明名で、保護者の皆様へ、「三郷中学校建替工事について」という文書が小学校、中学校の保護者に配布をされました。この文書、資料としてつけておりますので見ていただきたいんですけども、この文書に、仮設校舎について、一部の議員より中央公園多目的広場に建てるという意見があったので、奈良県教育委員会と協議をしました。その結果、遊水池であり、学校施設を建てる場所としては不適格と奈良県教育委員会の意見であったという下りがこの文書の中にあります。

私たち共産党町会議員団は2月12日付で教育委員長、教育長、町長に、三郷中学校建替工事に伴う仮設校舎についての要望を提出いたしました。これも資料として添付しておりますので見ていただきたいんですけども、その中で要望として、(1)奈良学園大学キャンパスという案を引き続き詰めて検討するとともに、多目的広場を中心とする案についても新たに検討されたい。(2)仮設校舎で学ぶことになる今の小学4・5・6年生と中学1年生の児童・生徒と保護者などに、仮設校舎の案について充分に説明し、意見を集約、反映されたい。この2点の要望を2月12日付で提出いたしました。

このように要望していることもありまして、私たちは念のために2月19日に

仮設物などの建築を担当している奈良県の建築課を訪ねて、課長補佐と主幹にお会いいたしました。奈良県の建設課からは、建築基準法第85条、仮設建築物に対する制限の緩和及び平成27年6月1日施行の建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の許可基準、これについて説明を受けました。

この基準によれば、延べ面積が 1,000平米を超える仮設建築物については、当該仮設物の規模、用途、存続期間に応じた安全上、防火上及び衛生上、支障がない計画であること。これが許可基準だというふうに県のほうから説明がありました。

そして、建築課の説明では、遊水池という理由で本件地区や仮設建築物が建てられないということではなくて、提出された計画が許可基準に適合しておれば建てられるということでした。私はそれを聞いて、それはもっともで当たり前のことだと思いました。なぜなら、事実、仮設建築物より基準がはるかに厳しい本件地区である町のスポーツセンターや文化センターが既に遊水池に建っているからであります。

こういうことがありましたので、私は4月14日付の教育長名の保護者の皆様へという文書を見て、驚きました。県教育委員会が仮設校舎を遊水池に建てるのは不適格であると述べて、建築物を担当する県の建築課と全く逆のことを言ったと書いてあるからです。

そこでお聞きします。県教育委員会が不適格と判断した法令上の根拠を具体的に教えてください。

次に、この4月14日付の文書のもう一つの問題についてお聞きします。それは、この間の事実経過の問題です。この文書に書かれていることは、仮設校舎について一部の議員から中央公園多目的広場に建設するという意見があった。これは、先ほど私が申し上げました共産党議員団の今年2月12日付の要望書のことを言っているのだと思います。そういう意見があったので、県教育委員会と協議をしたと。県教育委員会からは、遊水池なので不適格との意見があった。このことを踏まえて建替検討委員会で議論した。この議論の中で奈良学園大学のキャンパスを借りてはどうかという提案があった。そして、大学と協議をしたところ、大学側の全面的なご厚意により承諾が得られたとなっております。つまり、奈良学園大学に仮設校舎を建てると決まったのは、共産党議員団が提出した2月12日付の要望書以降のことと、この文書では誰が読んでもなっております。

事実経過はどうだったのか。奈良学園大学内に仮設校舎という決定は、議員の皆さんもご承知のように、昨年12月10日の第4回検討委員会です。事実はこれ以外はありません。それ以降、内容に大きな変更が生じたにもかかわらず、教育委員会はこのような事実経過を大きくねじ曲げたうその文書さえ保護者に配布して、何が何でも奈良学園大学に仮設校舎ということに聞く耳持たずで固執している。子どもの教育に携わっている教育委員会として、私は由々しきことだと思っております。

今申し上げたように、この文書は事実経過に反したことが書いておりませんか、 お答えをお願いいたします。

議長(高岡 進) 窪部長。

教育部長(窪 順司)(登壇) それでは、久保議員さんの2問目のご質問にお答えを させていただきます。

三郷中学校建てかえに対しましては、小・中学校の児童の保護者、学校長、学校評議員、自治連合協議会会長、三郷中学校地元自治会長、学識者など、15名で構成する三郷中学校建替検討委員会、以降は検討委員会と言います、を立ち上げました。検討委員会では、既に6回開催され、中学校建てかえに伴う基本構想や基本設計、また仮設校舎などの審議もしていただいております。

仮設校舎設置場所等につきましては、平成27年12月10日開催の第4回検討委員会でご審議をいただき、奈良学園大学での設置を全会一致で承認されました。その内容を12月定例議会の全員協議会におきましても説明させていただきました。その後、大学との協議の中で、大学内での仮設校舎の設置場所について5号館が使用できなくなったことから計画を変更いたしましたので、3月定例議会におきまして再度説明をさせていただいたところです。

一方、本年2月12日付で日本共産党三郷町議会議員団が森町長などに三郷中学校建替工事に伴う仮設校舎についての要望書が提出され、仮設校舎を中央公園多目的広場、以降、中央公園と言います、に設置することについても検討されたいという内容の要望がありましたので。すみません。

(「教育委員会と教育長に出したんですよ」の声あり)

教育部長(窪 順司)(登壇) 要望がありましたので、奈良県教育委員会にも意見を 伺うことといたしました。その結果、県教育委員会からは、中央公園は町のハザ ードマップでも洪水時には浸水する危険な場所として示されており、浸水実績も あることから、子どもの安全性を確保できないことから教育施設としてはふさわ しくないということで、不適格であるとの見解をいただきましたが、法的根拠は 聞いておりません。

(「法的根拠は聞いていませんか」の声あり)

教育部長(窪 順司)(登壇) 聞いておりません。

そして、先ほどの要望書を受け、再度検討委員会で仮設校舎の設置場所を審議していただきました結果、各委員からも中央公園は洪水時の遊水池であり、子どもの安全性が確保できないのであれば仮設校舎の設置場所としては危険であるとの意見で一致され、県教育委員会の見解と同様となったものでございます。

その後、本年4月14日に町教育委員会から各小・中学校の保護者宛てに、中学校建替工事の工事期間や仮設校舎の設置場所、通学方法などを示した三郷中学校建替工事についてという文書を配布いたしましたが、その内容につきましては何ら問題がないものと考えております。また、この文書の配布後、小・中学校及び教育委員会事務局には保護者及び住民さんからの問い合わせ等は1件もなく、十分理解していただいているものと思います。

今後は、仮設校舎で学習する2年間の対象となる児童・生徒の保護者等に対しましては各学校ごとに説明会を実施する予定でありますが、ご理解をいただけるよう丁寧に説明を行う所存でございます。

以上でございます。

議長(高岡 進) 再質問を許します。

2番(久保安正)(登壇) 今、教育部長から答弁があったんですけど、私の質問に全く答えていません。私はこの文書を問題にしているんです。 4月14日付の文書を問題にしているんです。あれこれ、今までのいきさつが主な問題ではないんです。

まず 1 点目、県教育委員会が不適格とした法的根拠は聞いていない、そんないいかげんな話がありますか。法的根拠もなくて、そこにつくるのは不適格だ、それで、そうですか、町教育委員会は受けたんですか。大体、県の教育委員会が根拠もなしにそういうことを言うんですか。そういうやりとりをしていらっしゃるんですか、県と町は。

再度お聞きします。法令的な根拠を示してください。

それと、もう一つ、もう1点の質問、事実経過が違うじゃないか、この文書は

誰が読んだっておかしいですよ、事実経過。それについて答弁は一切ありません よ。この文書について聞いてるんですよ。

5月12日に共産党議員団は、奈良県教育委員会の学校教育課を訪ねました。 そして、課長と指導主事にお会いをして、次の文書を提出いたしました。平成26年5月12日、奈良県教育委員会学校教育課様。生駒郡三郷町日本共産党三郷町議会議員団。三郷中学校校舎建てかえに伴う仮設校舎の設置場所について。平素の学校教育についてのご尽力に感謝いたします。三郷町では、三郷中学校の校舎建替工事を2017年度から実施する計画で諸準備が進められています。このことについて、三郷町教育委員会から4月14日付で保護者を対象に三郷中学校校舎建替工事についてという文書が配布されました。この文書は別紙として県教育委員会に提出しております。

この中に、仮設校舎については中央公園多目的広場に建設するということについて奈良県教育委員会と協議したところ、学校施設を建てる場所としては不適格という意見をいただきましたという箇所があります。ついては、この協議についての経緯と不適格という法令上の根拠について教えていただきますようよろしくお願いいたしますという文書を5月12日にお会いして渡しました。

これについて、その場で県教育委員会の学校教育課としての見解が口頭で示されました。私たちはその内容を文書で出してくれというふうに申し入れましたが、学校教育課からは、文書回答は差し控えたい。ただ、今申し上げた同様のことを三郷町教育委員会に申し伝えるので、それで了解してほしいとのことでした。県教育委員会の学校教育課から職員が三郷町教育委員会に出向いてきましたね。話があったはずです。いつ、どなたが見えたのか、そして、その県の教育委員会からの話の内容を具体的にお答えいただきたい。

議長(高岡 進) 窪教育部長。

教育部長(窪 順司)(登壇) 失礼します。久保議員さんの再質問にお答えをいたします。

まず、文書の内容につきましては、1回目のお答えをいたしましたとおりでございます。

そして、県教育委員会とのやりとりの件でございますけれども、県のほうから 5月13日に県教育委員会学校教育課の椿本課長補佐及び北浦指導主事が来庁されました。今おっしゃっていただきました県への要望書の話は、内容は聞いてい なかったんですけれども、来庁されているいろ今の不適格の問題についてお聞き になったということはお聞きをいたしました。

その内容でございますけれども、不適格という経緯でございますが、私が本年 2月16日の共産党議員団さんからの要望を受けまして、その中の要望書で中央 公園の案も引き続き検討しながら、奈良学園大学の仮設の設置ということも検討しながら、改めて中央公園の案も検討してはどうかということを再度要望いただきましたので、そういったことを踏まえて、先ほど1回目の答弁でも申しましたように、県の内容を伺いに上がったところです。その中で、ハザードマップやいろいろ今の状況を踏まえまして、県のほうからは先ほど申しました不適格というような内容を聞きました。その時点では町も、ほかの今おっしゃっていただきました建築課等々には事前に問い合わせしておりまして、今おっしゃっていただきました緩和措置があり、中央公園に仮設校舎が建つということは十分理解をしておった上での県との協議でございます。

そういった中で、県教育委員会は協議をいたしましたけれども、そういった不適格というような内容は言っていないというようなことでおっしゃいました。私もその場におりまして、協議をして、その結果を聞いて驚いておるような次第でございます。経緯といたしましては、若干、言った言わないというような経緯もございますけれども、今も申しましたように、私が直接県の担当者のほうから不適格ですよという内容を聞いております。そして、県教委は、先ほども申しましたように、来庁されてそういった内容のことはなかったというようなことで、大変これは私も不審に思っているような内容でございます。

経緯といたしましては以上でございます。

議長(高岡 進) 再々質問を許します。

2番(久保安正)(登壇) 今、教育部長から答弁があったんですけども、私の質問に、最初の質問から全く何も答えてないんです。 県教育委員会が不適格だと言った、法令上の根拠は何ですか、ないんですよ。 ないにもかかわらずそういうことを言ったと言っているんですよ。 あったら示したらいいんですよ。 建築物を所管するのは建築課ですよ。 特定行政庁の県の建築課ですよ。 県の教育委員会ではありません。だから私たちは最初から県の建築課に行っているんです、この問題では。 県の教育委員会はこういう建築物について、教育委員会が建築課と違うことを言うわけないでしょう。法的な根拠を示せないんですよ、 県の教育委員会は。と私

は思いますよ。そんなことしたら越権行為で、県庁の中でもめるん違います。だから、今、答弁が私の質問に対してまず、県教委が不適格と言った法的な根拠を示してくださいは、聞いてない、示されないということです。

それから、この文書の中で事実経過が違うでしょう。そのことについてまだ一言も答弁はありません。この4月14日の文書、全然事実経過が違うでしょう。 これは議員の皆さんもご承知でしょう。明らかに事実経過と違うことが書いてある。そのことについても何の答弁もありません。

それから、県教育委員会が三郷町に来て話があったということですけど、私ども、先ほど申しましたように口頭では県の教育委員会の検討を聞きました。ちょっととり方が少し違うんでしょうけども、県の教育委員会が言ったことは、三郷町の教育委員会の担当者の方がお見えになって、三郷町のハザードマップを広げて、浸水地域となっている多目的広場付近を示して、この場所は仮設校舎の設置場所としてはどうかと思うという趣旨の発言をしたので、そうですねという趣旨の返事を口頭で行いました。4月14日に出された保護者向け文書に示されているような協議というものではなく、また、不適格という判断を示したものでもありません。これが県教育委員会の職員が来て伝えたこと、ほぼ間違いないでしょう、これで。

県教育委員会が言ったとか言わないということもありますけども、こういう確認できてないような口頭で行われたことを教育長名で文書で出したんですよ、保護者向けに。今、言った言わないという話になっておるんです。

私は教育長に求めたい。この4月14日付の文書は、今申し上げた理由で撤回 すべきだと思いますけど、教育長、いかがでしょう。

議長(高岡 進) 山野教育長。

教育長(山野一明)(登壇) 再々質問にお答えをしたいと思います。

このことの経緯といいますのは、12月の議会に、前日、検討委員会を行い、 奈良学園大学のキャンパス内において仮設校舎を建て、子ども達が通学バス等を 使いながら遠方の子ども達も2年間通学していただくという形で、これはもう今、 議員の皆様の前で私どもは説明をさせていただきました。

その後、内容が変わりました。といいますのは、そのときには議員の皆様方の中では中央公園の中での仮設校舎を建てる運用の話というのは一言も出てこなかったわけであります。私たちが奈良学園大学と、これは既にその以前から学園大

学さんのほうからもそういうご提案をいただいておりました。それで話を進めてまいりましたら、最終的には大学内のキャンパスに仮校舎を建て、2年間という短期の間に新校舎を建て、子ども達のいわゆるストレスを最小限にし、2年間という短期間の間に学校を新設することによって、今、現在の5年、6年、中学1年、2年の子ども達は1年ないし2年間の仮設校舎で、少し不自由な面があるわけなんですけども、多くの後輩たちに、新しい校舎を新設することによって子ども達に喜んでいただける、また、保護者の皆さんにも喜んでいただけるという、そういう新しい校舎を整備するということでこの経緯を進めてきたわけであります。

12月にこの説明をさせていただいたあと、先ほど来、久保議員のほうからもご質問がありますように、2月12日もこういう形で、要望という形で私ども教育委員長並びに町長に文書でいただいたわけであります。これも私はおりませんでしたので、委員長のほうは受けとっていただいたわけでございますが、この中で奈良学園大学のキャンパス、それ以外にこの多目的広場を中心としたことも検討されたい、こういうことが出てきているわけです。以前から私たちはそのように思っていたと。

では、なぜ12月のそのときにそういう話が出なかったのか、私は逆にお聞き したい。

(「3月議会で十分やりましたよ、それは。質問に答えてください、教育長。文書を撤回しるという質問なんですよ」の声あり)

教育長(山野一明)(登壇) それから、3月1日にも新聞等が出されたわけであります。このことを踏まえて、私たちは2月12日に出ましたこの要望書に基づき、県のほうにも再度確認をしました。これは部長が2回も足を運んで、教育部長という立場で県の学校教育課に、今おっしゃいました担当にこのことを聞いたわけであります。そのときには、まさしく建築基準法云々の法令ではなく、子ども達が安全に授業ができる、そういう安全な施設というのは、これは市町村の設置者である、これは町長であります、設置者がこのところに建築基準法上で、先ほどおっしゃったように建てられるという、法的に問題がない。だけど、あの中央公園のグラウンドには過去に数度、水がたまるような状態があるわけです。そんなところに仮校舎を建て、子ども達の安全等、保護者の皆さんの理解が得られるとは到底思えませんでした。

ですので、この要望に対して再度県のほうに確認すれば、県のほうは、学校教育課ですが、部長が2度確認に行ってくれました。そのときには、やはりこれは最終的には建てられる、要するに建築基準法上で問題がなくても設置者の判断で子ども達の安全が確保できないのであれば、それは。

(「自治体の判断違うでしょう。 県教育委員会が言うたから建てないとなっているじゃないですか。 自治体の判断じゃないでしょう」の声あり)

教育長(山野一明)(登壇) 私が答えてるんですよ、静かにしてください。 (「質問に答えてないじゃないですか、全然」の声あり)

教育長(山野一明)(登壇) 答えてるじゃないですか。

(「4月14日の文書について聞いているんですよ」の声あり)

教育長(山野一明)(登壇) 4月14日の文書の前に、なぜ2月12日に出たんですか、このような文書が。12月の時点で異論なく、同意をいただいたわけじゃないですか。

(「それはやりましたやん、3月議会で1時間以上かけて」の声あり) (「教育委員会が言うたか言わんかって、遠慮せんかって、教育委員会 が言うたんやったら言いましたて言うたらええことやないか」の声 あり)

教育長(山野一明)(登壇) 教育委員会は、そのときに部長が行ってくれました。私は行っていませんが。そのときに、教育委員会のほうの担当は、やはりそれは好ましくなく、不適格ですよと、はっきり言っているんですわ。それを議員団のほうがお聞きになったときに、教育委員会のほうでは言ってないと言っているんです。これはまさしく県教委のほうで私たちに対して、私は出張に行っておりまして13日におりませんでした。そのときに部長のところにわざわざ。

(「4月14日の文書は、そういう曖昧なことを根拠にして無理と言っているじゃないですか。その4月14日の文書を問題にしているんですよ」の声あり)

教育長(山野一明)(登壇) どこが曖昧なんですか。私はどこも曖昧なんて思ってませんよ。どこが曖昧なんですか、この文書の。

(「共産党、教育長の見解やけども、はっきりと県教育委員会が法律上 どうこうというより、教育上不適格であると言うたんやったら、言 うたて言うたらそれでええねやないか」の声あり)

教育長(山野一明)(登壇) まさしく、私の繰り返しで、言いたいところはそこなんですよ。設置者の責任において建てられるかどうかというのは、これは設置者の責任です。

(「そうですよ」の声あり)

教育長(山野一明)(登壇) その判断です。

(「そんなこと関係あらへんがな」の声あり)

教育長(山野一明)(登壇) その判断で。

(「言うたか言わんかというやり合いしたら、それでええんやないか」 の声あり)

(「文書のことを問題にしている」の声あり)

(「そら、言うたんやったら、もうそんでええがな、教育長。言いましたと言うたらええんやないか」の声あり)

教育長(山野一明)(登壇) それは言いましたよ。この文書については、私は撤回するつもりもありませんし、少なくとも私はこの年明けから総会等を通じて、町長も一緒によく出ていますけども、その場その場において住民の皆さんに、この 2年間の仮校舎の問題についても私は伝えております。

そんな中でも、先ほど部長が1問目で答えましたように、1件の、お一人の方としてこのことにいけないなんていう苦情を私は聞いておりません。よかったなという形で、むしろ押していただける声が、いわゆるそういう答えしか返ってこないわけです。

(「そんでええがな。共産党に言われてしたことやんけ。今度借りるところで、1億円以上共産党高うさせたんやで、ほんま言うたら」の 声あり)

議長(高岡 進) 余計な金出さんなん。そんなこと一つも反省もせんと。

2問目の質問は終了しました。

2番、久保安正議員の質問は以上を持って終結します。

暫時休憩します。再開、11時5分。

休憩 午前10時48分

再 開 午前11時05分

議長(高岡 進) 休憩を解き、再開します。

それでは、3番、南真紀議員。

3番(南 真紀)(登壇) 点数競争が激化している「全国学力テスト」について質問させていただきます。

文部科学省は、今年の4月19日に小学6年生と中学3年生全員を対象に、国語と算数、中学生は数学の2教科で全国学力テストを行いました。今年で10回目の実施になります。全国学力テストは2007年に第1次安倍晋三政権のもとで始められました。文科省は、子どもの学力の状況を調べる、指導の改善に役立てるということを口実にしていました。全国学力テストは回を重ねるごとに点数競争が激化しています。教育委員会や校長などが、昨年の平均点を超える、全国の平均点より上にと教師をあおり、学力テストの過去の問題や類似問題を子どもに繰り返しやらせています。4月の学力テストに備え、春休みの宿題に過去の問題をやらせる学校もあると聞いています。

このような点数対策が横行する状況でテストをしても、子どもの本来の学力状況を調べることにならないのではないでしょうか。むしろ、学力テストの点数を上げるためにテストに関係ない授業や行事が削られ、子ども達から学ぶ喜びを奪う弊害が大きくなっています。指導の改善に役立てるという口実は成り立ちません。

学校での通常のテストは、授業でやったことをきちんと理解しているか、どの子がどこでつまずいているかを教師が把握でき、すぐ次の指導に役立ちます。しかし、全国学力テストは結果がわかるまで数カ月かかり、答案用紙は返却されず、問題ごとにできたかできなかったかの表が示されるだけです。子どもは自分がどこをどう間違えたかわからず、教師も具体的な指導ができません。そもそも、短時間で正解を出すことを求める学力テストの結果にあらわれるのは、その教科で学習したことの一部にすぎません。学力を確かで豊かなものにするには、じっくり考えたり話し合ったりすることが大切だと思います。学んだことを自分の生き方や地域の現状と結びつけて考えることも重要です。

日本の教師たちは、こうした授業をさまざまに工夫してきました。ところが、 子どもに確かな学力をつけるため自主的に創意工夫した授業をする自由が、全国 学力テストの点数アップが最優先される中で、教師たちから自由が奪われてきて います。日本の教育にとって大きなマイナスだと思います。

文科省は2年前から、教育委員会の判断で学校ごとの学力テストの平均点を公

表できるようにし、点数競争に拍車をかけてしまっています。このような点数競争の激化の状況から、文科省も4月28日、全国学力テストの前に過去の問題を授業で集中的に解かせるなど、調査の点数を上げることを主目的とした取り組みをしないよう求める通知を出しました。この通知は都道府県などの教育委員会宛てで、行き過ぎた過去問題の使い方は調査の趣旨、目的を損なうと指摘しています。

三郷町の小学校、中学校での状況はいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長(高岡 進) 窪教育部長。

教育部長(窪 順司)(登壇) それでは、南議員さんの質問にお答えさせていただき ます。

全国学力学習状況調査、以降は全国学力調査と申します、は、教育基本法第16条第2項に定める全国的な教育の機会均等と教育の水準の維持向上を図る観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握し、分析を行い、教育施策及び教育指導の成果と課題の検証やその改善に役立てることを目的として平成19年度より毎年実施され、本年で10年になります。ただし、平成23年度は東日本大震災のため、また本年度は熊本地震の影響によりまして、熊本、大分、宮崎の3県で、一部の学校におきましては中止となっております。

全国学力調査の対象学年は、議員からもおっしゃっていただきましたように小学校6年生及び中学3年生の全児童・生徒であり、教科に関する調査では、国語、算数、数学を基本に、平成24年度及び27年度には理科が追加されております。また、この全国学力調査では、教科に関する調査だけではなく、児童・生徒に対する生活習慣や学校環境に関する調査もあわせて実施されています。

点数競争が激化していることでございますが、文部科学省からは、他府県において調査実施前に通常の授業時間を使って集中的に過去の調査問題を練習させ、本来実施すべき学習が十分に実施できていないといった事例報告も聞いています。これは議員おっしゃっていたとおりでございます。仮に数値データの上昇のみを目的としているととられかねないような行き過ぎた取り扱いがあれば、それは本調査の目的を損なうものであると考えております。

本町における小・中学校では、子ども達の大切な授業時間や行事を割いてまで点数競争に参加させるといったことは行っておらず、調査当日に調査に必要な時

間のみを充てているのが現状であり、過度に時間を割き、授業や行事に影響を及ぼしておりません。今後も現状と同じ対応を行ってまいります。

最後に、調査結果の活用方法についてでございますが、単に数値データによる 比較を行うだけでなく、文部科学省からの調査結果をもとに児童・生徒の学力や 学習状況を把握し、分析を行い、教育施策及び各学校の指導の成果と課題の検証 や生活習慣及び規範意識など、児童・生徒の指導に役立てておるものでございま す。

以上でございます。

議長(高岡 進) 3番、南真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

続きまして、1番、神崎静代議員。

1番(神崎静代)(登壇) それでは、「民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築」 (空き家活用促進とともに)をということで質問をさせていただきます。

今年の3月18日、住生活基本計画、全国計画といいますけれども、が閣議決定されました。これは2006年施行の住生活基本法に基づくもので、2006年9月に最初の計画が閣議決定されています。全国計画は、政策評価や社会経済情勢の変化等を踏まえて、おおむね5年後に計画を見直し、所要の変更を行うこととなっていて、今回のものは2011年3月決定の変更に当たり、計画期間は2016年度から2025年までの10力年です。

住生活基本計画は、全国計画に即して都道府県計画を定めることが基本法で義務づけられております。市町村計画は法律では定められておりませんが、全国計画でもより地域に密着した行政主体である市町村においても、地域特性を踏まえ、施策の方向性を示す基本的な計画を策定し、まちづくり施策、福祉施策と住民生活に深くかかわる分野と連携して施策を実施することが必要としていることから、市町村でも計画の策定は重要だと考えます。

市町村での計画策定率は2015年度時点で31.4%です。これまで以上に 市町村計画の策定を促進し、都道府県との連携を強化、必要な情報の提供などを 通じ支援と全国計画は述べており、策定費に地域住宅交付金などを使えるように なってきています。三郷町でもぜひ計画を策定してほしいと思っています。

さて、昨年12月に示された全国計画の骨子案では、居住者からの視点として目標1から3、住宅ストックからの視点として目標4から6、産業、地域からの 視点として目標7から8が掲げられ、40項目の施策メニューが並べられていま す。これらの中で注目するものとして、目標3の住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保の1番目の施策として、民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築、空き家活用促進とともにが上げられます。

現在、全国で民間の空き家は820万戸あり、その過半数、52.4%を占めているのが賃貸用の住宅です。この民間の賃貸住宅の空き家を家賃補助による準公営住宅として活用しようというのがこの民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築という構想です。

三郷町でも賃貸住宅に住んでいらっしゃる方から、家賃が高くて大変です。三郷町には公営住宅はないのですかという声を時々お寄せいただきます。三郷町でも計画を策定し、民間の賃貸住宅の空き家を家賃補助による準公営住宅として活用する新たな仕組みの構築をぜひ検討していただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

議長(高岡 進) 西村環境整備部長。

環境整備部長(西村敦司)(登壇) それでは、神崎議員のご質問にお答えします。

ご質問の中でご紹介いただきましたように、平成28年度から10年間の住宅政策の指針として住生活基本計画が本年3月18日に閣議決定されました。その内容は、少子高齢化や人口減少、空き家の増加等の課題に対応するための住宅政策の方向性が提示されたものとなっており、三つの視点から目標が立てられています。

ご紹介にもありましたように、まず居住者からの視点、次に住宅ストックからの視点、そして産業、地域からの視点で、それぞれの視点において目標が立てられており、ご質問をいただいている目標3は、居住者からの視点としての具体的な施策の目標の一つとして掲げられているものです。

具体的には、住宅を自力で確保することが難しい低所得者や高齢者、障害者、ひとり親・多子世帯等の子育て世帯、住宅の確保に特に配慮を要する方々が安心して暮らせる住宅を確保できる環境を実現するため、空き家の活用を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築を含めた住宅セーフティネット機能の強化が掲げられているところです。特にこの目標3に関しましては、現在、国において新たな住宅セーフティネット検討小委員会が立ち上げられ、施策の具体化に向けた制度設計の検討がなされているところでございます。

当町といたしましては、国の動向に注視しつつ、制度が示されてまいりました

- ら、その内容について十分検討してまいりたい、このように考えております。 以上でございます。
- 議長(高岡 進) 1番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結します。 それでは、6番、佐野英史議員、一問一答方式で行います。
- 6番(佐野英史)(登壇) では、議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

4月に熊本地震が起こりまして、今も避難所で生活をしている方が多くいらっしゃいまして、同時に、今回の熊本地震というのは多くの課題を今も残しています。町としましても、今、さまざまな防災対策をやっていると同時に、この避難所、災害対策の問題というのは、起きる時期、時間、規模によっても大きく変わっています。

今回、私が質問をさせていただきますのは、本来、防災対策となりますと、やはり人間の生命、財産を守ること、それが最優先課題ではありますが、その課題の中でペットの避難について。

今回、ペットの避難について課題だと認識をしているのは、例えば昨年に茨城県で水害がございました。水害で家の屋根に上っていました高齢ご夫婦がいました。それを自衛隊のヘリが救助したわけですけども、その際に高齢ご夫婦と飼っていたペットを一緒に救助すると。一部のネットの意見では、何で動物まで救助せなあかんねんという意見がありました。それはネットの意見ですので、それほど重視をする必要はないと思いますが、世の中には動物が好きな人、動物が嫌いな人、あるいは嫌いというんじゃなくて、アレルギーとか、あるいはにおい、吠える、そういうもので拒否感を感じる方がいらっしゃると思います。

しかしながら、今、ペットを飼っている家庭とか人によりますと、生命、財産並みにペットを大切にしている、生命と財産と同じようなぐらい重要な位置づけになっている方もいらっしゃると思います。そういう意味では、快適な避難生活というものを震災後の生活で求めることは非常に難しいと思うんですけども、ペットが好きな方、嫌いな方にとっても、そういうストレスが少しでも緩和できるような形での避難所運営というものができればいいのではないかなというふうに思いました。

今回の熊本地震でも避難所にペットを連れていっている方がいらっしゃいました。ペットといいましても、金魚とかメダカから、牛とか家畜までいるんですけ

ども、主に想像ができるのは犬であったり猫であったりとすると思うんですけども、このペットの避難につきましては動物愛護法で都道府県が計画策定をするようになっています。奈良県のほうでもその計画は策定しています。私が調べたところ、東京都と関東の政令市では、こういう資料を作成しています。東京都の場合は、ペットの避難につきましても防災計画のほうに含まれています。私は、市町村でもう少し対応を考えるべきだと思いましたのは、あくまでも東京都とか都道府県が計画をするのは、市町村に対する情報提供であったり、あるいは保健所を通じたケアですね。

実際に避難所を運営していく、開設をしていくという現場の仕事は市町村になります。当然ながらペットは不可ですよというふうな言い方もできるんですけども、恐らく地元としましては、ペットを連れてきて、いや、ペットは避難所には入れませんというふうな形の門前払いというのは難しいと思います。そういう意味では、だからといってそれをウェルカムで受け入れてしまうと、ペットが嫌いな人にとってストレスになってしまいます。日本人ですから、ペットが嫌いな人がいたとしても、恐らく避難所にペットがいても、文句を言いたくても言わない。逆に、ペットを同行避難したい方がいらっしゃったとしても、周りに遠慮をして同行避難をしないというケースが出てくると思います。

そういう意味では、計画として策定するかどうかは別にしまして、避難所の運営方針、あるいは対処方針として、ペットの同行避難についてどのように方針を策定していくのかということが、恐らくストレスのない避難所生活の一助になると思います。そういう意味では、三郷町としては今、ペットの避難についてどのようにお考えになるか、ご意見をお聞かせください。

議長(高岡 進) 池田総務部長。

総務部長(池田朝博)(登壇) それでは、佐野議員の1問目のご質問にお答えをして まいりたいと思います。

災害時におけますペットの避難についてのご質問でございますが、先般発生いたしました熊本地震でも、ペットの避難方法や避難所内での問題があったように聞いております。環境省の災害時におけるペットの救護ガイドラインでは、災害の際には、動物愛護の観点、また災害鎮静後の放浪動物による人への危害を防止するためにも、飼育者はペットと同行避難することとしております。また、本町の避難所運営マニュアルというのがございますが、そこでは飼育者とペットの同

行避難を規定しており、避難所にペットを連れて避難されてこられました方に対しましては、避難所ペット登録台帳というのを作成しており、そこに記入をしていただくなど、避難状況を把握することとしております。

しかしながら、実際の避難所でのペットの受け入れということになりますと、多くの方が共同生活を送る場所となることから、先ほど議員からもありましたように、やはりいろんなペットがございますので、衛生面であるとか、また場合によれば動物アレルギーなどの方もおいでになって、それらの方々のことも考慮し、居室スペースへのペットの同伴はご遠慮をいただき、居室スペースとは別の場所で飼育ゲージ等を活用いただきながら、ペットの避難に飼育者が対応していただくこととなると考えております。

また、避難されてこられました方々への非常食は一定確保は町としてもしているところでございますけども、ペットも多種多様、ペットフードの確保や、またそれらの世話は飼い主が他の方々の迷惑にならないよう、愛情と責任を持って対処していただくべきものであると考えております。

いずれにいたしましても、災害時には、先ほども議員がおっしゃっていましたが、人命最優先であることを十分にご理解いただいた上、平常時だけでなく、災害発生時においても飼い主の方々がみずからの責任と自覚でもって適切に対処いただくことが大切ではないかというふうに考えているものでございます。

以上です。

議長(高岡 進) 再質問を許します。

6番(佐野英史)(登壇) 避難所マニュアルのほうにその記述があるということで、安心をいたしました。ただ単にペットを同行避難するということだけじゃなくて、環境省の方が言っていましたが、動物愛護の観点からという観点で、東京都、先進自治体でもこのマニュアルにつきましてはトータルで進めています。それはトータルでというのは、避難所に関して受け入れる云々じゃなくて、避難所で受け入れるためには、やっぱり狂犬病の予防接種を事前にしっかりと受けておく、あるいはおトイレにつきましてはしっかりとしつけられている、余計な人に泣かない、飼い主の指示でしっかりと泣きやむときには泣きやむように、しつけもしっかりとしてくださいよというふうに記載がされています。当然ながらペットの記載につきましてはペット関連業界でも、もちろん飼い主の責任ですよということで周知はしております。

そういう意味では、今後、三郷町でもさまざまな狂犬病の予防接種とか、そういう機会がありましたら、ペットの同行避難につきまして、あるいはペットのふだんからのしつけ等につきましても指導していただければ、いざとなったときに少しでも安心できるように、同行避難ができるのではないかと思いますので、よるしくご検討ください。

以上です。

議長(高岡 進) 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。6番、佐野英史議員。

6番(佐野英史)(登壇) では、2問目に移らせていただきます。

表題は、町長、SNSの可能性をもっと考えてみませんかと、SNSという頭字を使っていまして、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、いわゆるプログであったリツイッターであったリフェイスブックという形での総称ではありますけども、質問通告書にもありますように、市町村長は多くの住民の意見に触れる機会があり、同時に説明する機会があると思いますというふうに冒頭で述べています。

この質問をしたのは、森町長がこれができていませんよという意味ではなくて、もう少しいろんな多様性というものがあるんじゃないかというふうに思っています。私の記憶では、もう12年ほど前、市町村合併の協議がありました。そのとき、当時は秋田町長で、今の森町長も議員として、副町長の梶井さんも部長として臨席はしたと思うんですけども、各自治会とか校区単位で市町村合併の是非について秋田町長が説明をしたと思います。秋田町長は知ってのとおり財政畑出身ですので、財政的に三郷町にとってどんなメリットがあって、どんなデメリットがあるのかということをしっかりと説明していただいた記憶があります。

そのときに私が思ったのは、質問事項のときに合併だけではなくて会場の住民の皆さんからは、三郷町の町政、まちづくりについていろんな質問が出てきたことを記憶しています。その場を体験いたしまして、やっぱり住民というのは三郷町がどういうふうなことをやろうとしているのかな、どういうふうなことを考えているのかなということを一つ一つ聞きたいんやなというふうに思いました。

それを受けて秋田町長に対して一般質問で、タウンミーティングをしませんか という形で質問をいたしました。当時は市町村長が住民に対して施策を説明する というのは議会を通して、あるいは各種団体を通して、あるいは車座集会、タウ ンミーティングという形だったんですけど、近年はスマートフォン等の普及によって、ツイッター等で住民の意見を聞くということがあらわれたみたいです。

多分、事前に調べていただいていると思うんですけども、埼玉県の千葉市の熊谷市長が4月27日にツイッター対話集会というのを実施いたしました。熊谷市長はツイッター対話集会以前に、かなり住民との意見交換をしています。例えば25年度では、出前講座で年8回、26年度は出前講座で年8回、27年度は7回、今年に入りましても対話集会を4月に3回進めています。こういう箱を通じた、あるいは各種団体、自治会を通じた対話集会とともに、今回はツイッター上での対話集会というのを行ったみたいです。それをそっくり読ませていただきます。「本日21時開催のツイッター対話会は『医療・介護』『子育て・教育』。『市民協働・業務改革』『防災・安全』。『地域経済活性化』『特性を活かすまちづくり』。財政健全化。その他という流れで意見交換します。資料を事前にごらんください」というふうにスタートしています。

その中でどういう分野に興味があるのかということを聞きまして、それで結局、子育て・教育問題が最も興味、関心があるという回答が出てきました。それに対して市長自身は、「やはりSNSの世代的に『子育て・教育』が多いですね。実際の対話会と異なり、SNSならではの特徴が見られ、貴重な意見が伺えそうです」というふうにコメントをしているんですね。ということは、恐らく今まで箱でやってきた対話集会では、やっぱり50代、60代、年配の方が多くて、若い人の参加というのは少ないんだろうと。ただ、SNSを使ったスマートフォン、携帯等を使った媒体ではやはり若い方が多いのであろうというふうにここでは感じられます。

そういう意味では、三郷町でも町のフェイスブック等もあります。給食センター等のフェイスブックもあります。そういう意味では、森町長自身がみずからの考えというものを広めていくということも一つの広聴手段ではないかなというふうに感じました。森町長はこれにつきましては、今後の展開についてはどうお考えか、お聞かせください。

議長(高岡 進) 池田総務部長。

総務部長(池田朝博)(登壇) 佐野議員の2問目、町長へのご質問ということでご指名でございますが、私のほうから基本的な考え方をまずご報告というか、ご答弁申し上げていきたいなというふうに思います。

議員ご質問の中にありますSNS、いわゆるソーシャル・ネットワーキング・サービスでございますが、議員もご承知のとおり、平成26年10月1日より町の新たな情報提供ツールとして、既にフェイスブック及びツイッターの運用を開始しています。現在では閲覧をしていただく方も確実にふえ続けておりまして、これも一つ、しっかり定着してきたのかなというふうに認識をしているところであります。

また、フェイスブックやツイッターは三郷町にお住まいの方々だけではなくて、より多くの方に瞬時に情報提供が可能であること、また町内のイベント情報はもとより、防災・災害情報を迅速に提供できるというメリットがある反面、画像が含まれておりましたら、画像の不特定多数への拡散や個人情報などの流出など大変大きな問題につながることも多いことから、その辺の運用につきましては、やはりきちんと定めをし、適切な運用を実施しなければならないということで、厳格に三郷町では運用に努めているところでございます。

そのような中、今回、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを広報の手段としてだけではなくて、例えば逆に広聴の手段として活用してみてはというような趣旨のご質問であろうかと認識をしておりますが、千葉市で実施をされているツイッター対話集会、これを挙げてのご質問ですが、議員もご承知のとおり、ツイッターといいますのは広く多くの方々からご意見をお聞きできるというメリットがある反面、発信者の匿名性が高いことから、発言の内容が、ややもすると本来の目的から逸脱して、時にはインターネット上でエスカレートして炎上するというようなことで、発言者間での誹謗中傷にもつながるというようなケースもあるやに聞いておりますことから、その実施に当たりましては、やはり慎重に検討を要するのではないかというのが基本的な考え方だということでお答えをしてまいりたいと思います。

議長(高岡 進) 再質問を許します。

6番(佐野英史)(登壇) ありがとうございます。

私もツイッター対話集会を千葉市長がやっているときに、ちょうど夜勤だったんですけど、携帯を見ながら、その後、議論の成り行きを見ていました。すると、相当、かなり突っ込んだ厳しい意見というものが出ていまして、それにつきましてツイッターという性格上、多くの文字は出せないんですけども、かなり市長が真摯にその市民からの質問に対して答えていたと。文章等を見ていますと、かな

り言葉尻には注意をしながら、あるいは議会で議論をしている以上のことには触れないように、議会で事前に説明をしたものに対してしっかりその枠内で説明をしているということを感じたわけですけども、私は普通の、ツイッターの匿名性というものがありますので、かなりそれによって市民の皆様も聞きにくいことを聞けたのではないかというふうに感じます。そういう意味では、議会を通じた間接民主主義も大事ですけれども、やはり直接民主主義的な要素というものもこれからは重要になってくるなと思いました。

その根拠というのは、今のニュースでもありますように、自治会に加入をしない、あるいは自治会長が頻繁に交代をするということで、以前のように自治会を通じた意見の吸い上げというのが恐らく今後どんどん困難になってくるのかなと。今まで行政というのは自治会や自治連合会、あるいは老人クラブ、婦人会、そういうところを通じての意見集約というのはかなり積極的に行われていたんではないか、恐らくそういうところがメインだったと思うんですけども、これからはそういう各種団体というのが衰退をしていく、人口減少になっていくということになれば、恐らくそういうツイッター等を通じた意見集約というのも大事になってくるのではないかと思います。

部長がおっしゃったみたいに荒れていくということも、実際、千葉市長のサイトでもそうでした。その中でも、千葉市長に対してけんかを売るような質問をする方もいらっしゃいました。そのツイッター集会が終わってからも数日間はそういう投稿があったことも事実で、そういう意味ではそういうソーシャル・ネットワーキング・サービスの功罪がいろいろあると思うんですけども、そこは慎重にしながらも、どのように多くの方の意見を吸い上げて、若い人にまちづくりに関心を持ってもらうのかということを考える上では、一つのアイテムなのかなというふうに思いますので、また今後の三郷町のフェイスブック、ツイッター運営につきましては、いろいろご検討くださって、可能性を広げていただきたいと思います。

以上です。

議長(高岡 進) 森町長。

町長(森 宏範)(登壇) 佐野議員の再質問ということで、私の口から個人的な意味 も含めて回答させていただきたいなと思います。

基本的には総務部長が言うたとおりでございます。これに当たっては慎重に検

討を要するものであるということと、ちょっと私と佐野議員との違いは、自治会は衰退するとは私は思っておりません。逆に、自治会は人が減っても統合やそういう形で町を盛り立てていただくものに、行政が力を入れてでもやっていくものだということを前提にしたいなと思います。

そこでなんですが、SNSというのは非常に可能性のあるものだという認識は私もしていますし、メール、今、ホームページもいろとやっております。そして、フェイスブックやツイッターというものは、私が以前から早くしようということで頑張ってきて、住民さんにどれぐらいの広報ができるかなという、言うたら悪いんですが、世代がちょうど町のことに関心のない世代に向けての、これが一番いい施策だったのかなと思いまして、ずっと見させていただいています。そして、発信させていただいています。そこへはいろんな方も、ここにおられる議員さんの中にも、見ていただいているのはよく名前を、「いいね」を押していただいていますので、よく理解しているわけなんですけれども、しかしながら、そういう中で順次そういう広報をやってきたつもりですし、これからもいろんな形で住民さんと話のできることにしていきたいと思うわけです。

私自身としては、このSNSが可能性は秘めていると思います。しかし、総務部長が言うたとおり、一つ、やっぱり悪い面もあるんです。やっぱり誹謗中傷なんです。勝手な言い方、そして建設的な意見がなくて、人を、先ほど言いましたけど、誹謗中傷するだけの意味ではこれをやってもいかがなものかなと思いますし、それが日本だけじゃなく、これをやりますと、皆さんもよく思っておいていただきたいんですが、全世界に一瞬に流れるわけなんです。そんなことが果たしていいのかどうかというのも頭の中に入れて、今後、いかに住民さんの意見を取り入れていくかということを慎重に検討していきたいと思いましたので、ちょっと回答になったかどうかわかりませんけれども、よろしくお願いします。

以上です。

議長(高岡 進) 2問目の質問は終了しました。

6番、佐野英史議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩いたします。再開は午後1時ジャスト。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

議長(高岡 進) 休憩を解き、再開いたします。

それでは、8番、辰己圭一議員。

8番(辰己圭一)(登壇) それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書の とおり質問をさせていただきます。

三郷町の各施設や避難所などの避難誘導灯についてお尋ねします。

今や南海トラフ地震がいつ起こってもおかしくないと言われておりますが、三郷町にとっては大和川断層や生駒断層地震のほうが被害想定が大きいと言われています。もし地震が起こって町内の送配電線の断線や建物火災の災害時に停電になった場合、基本的には消防法で義務づけられていますバッテリー式の足元を照らす非常灯や誘導灯を60分間点灯させるとあります。この非常灯というのは、皆さんお座りの頭上の熱感知器の左手の、今、明かりがついていない照明のことをいいます。しかし、万が一強い地震の揺れでバッテリーの接触不良やランプの破損、もっと言えば天井板が落下して避難誘導灯や非常灯が全く機能しなくなることも想定しておく必要があると思います。

よく言われるのが、ふだんから避難経路を把握しておくといいと言われておりますが、この議場でもそうですけども、果たして真っ暗闇の中を冷静に判断して行動できるかどうか、よほど日ごろから訓練をしておかないと難しいと思います。 そこで提案なのですが、蓄光式避難誘導標識を取り入れられたかどうかと思っております。

すみません、一般質問の総括表、これには蓄光型避難誘導灯と書かれておりますが、正確には蓄光式避難誘導標識の間違いです。すみませんが、訂正のほうをよるしくお願いします。

この蓄光式避難誘導標識、これは人が走っている形の光る標識のことですが、どういった製品かといいますと、素材は陶磁器でできていて、言うたら、タイルのような板状のものであります。これは電力を必要とせず、周りが暗くなると明るく光り始めて、屋外では太陽の光を吸収して8時間以上、最長12時間ぐらい発光すると言われておりますけれども、目ではっきりと見ることができます。また、屋内では蛍光灯など照明の光を吸収して、約3時間発光することができます。しかも、屋外の天候にも左右されず、半永久的に蓄光、高性能が持続し、素材自体、劣化しません。また、耐熱性にもすぐれていて、火災時には800度まで性能を失うことがありませんし、日本消防設備安全センターより最高クラスのS209に認定されています。

この光る標識、どういったところに使われているかと例に挙げますと、屋内では学校や役場の窓が少ない、絶えず照明の明かりが必要なところの壁であったり、階段の段差やトイレの床に設置してあったり、三郷町でいうと文化ホールのような窓のない施設の壁や階段、あと、温泉施設では湯船が湯気や水面のひずみでわかりにくい床の段差を光る点字ブロックとして使用されているところもあります。

また、屋外ではブラックアウトを想定して、このブラックアウトというのは真っ暗闇の状態のことを言うんですけども、避難所周辺から避難所までの誘導標識や案内板、それから道路に埋設してある消火栓を示す標識を道路に埋め込んであるところもあるそうです。あと、これは余談ですけども、公園や橋などのイルミネーションとして使用されているところもあります。地球環境にも貢献し、自然エネルギーを循環利用した安心性、安全性を備えた新素材、ぜひ三郷町でも取り入れていただけたらと思うのですが。

ただ、誤解のないように言っておきますけれども、今設置してある避難誘導灯や非常灯は、もちろんこれは必要なものでございます。これらのかわりに設置というわけではなくて、死角になっている場所といいましょうか、ブラックアウトを想定して、必要最低限、ここは光る標識があったほうが避難出口までスムーズに避難できるという箇所が絶対あると思いますので、じっくりと調査し、ご検討していただきたいのですが、町としてのお考えをお聞かせください。

議長(高岡 進) 池田総務部長。

総務部長(池田朝博)(登壇) それでは、辰己議員のご質問にお答えをしてまいりた いと思います。

ご質問の避難誘導標識のことでございますけども、突然の災害発生により、送配電線が寸断し、通電できない状態に至るケースはこれまでの災害現場では常に発生をしていると認識はしております。特に夜間の災害発生時には、真っ暗闇の中を避難する場合も容易に想定できることから、主要な施設では避難誘導標識の設置が消防法等で義務づけられているというところでございます。

そのような中、本町におきましても公共施設には避難誘導標識を各所に設置しているところでございますけれども、その形態は従前の蓄電池内蔵型の標識というのが全てでございまして、停電になった際に自動的に内蔵バッテリーが接続しまして点灯するタイプの避難誘導標識を設置しているというのが現状でございます。これらの標識は、停電時には効果を発揮するとはいうものの、通常時から絶

えず通電をしていることに加えまして、内蔵バッテリーはやはり消耗してまいります。したがって、数年もしくは10年前後になるかと思いますが、そういう期間の間にはやはり劣化も否めません。その劣化の中で、いざというときに十分な容量の電気が供給できないというようなことも考え得るということからすれば、平常時の電気代に加え、維持、メンテナンスにも経費を要しているというのが現状でございます。

そのような中、昨年度に屋外に設置をしている避難所案内板というのがございます。この案内板を全て一斉に更新を行いましたが、この案内掲示をする際に、蓄光型の特殊素材による文字表示に全て変更をさせていただきました。このことによりまして、夜間でも文字や、こちらが避難所ですよという矢印が入っていますが、そういう矢印が浮き出るような案内板ということで、全てそれに変更させていただいたという状況でございます。

しかしながら、避難所案内板は昼間、屋外ですから太陽光を光源として光をため込むというようなことが可能となるわけでございますけども、屋内の避難誘導標識、これへの転用をした場合ですけども、先ほど議員おっしゃっていましたが、屋内でも3時間というようなこともお聞きをしておるわけですけども、光の発光量といいますか、明るさがやはり時間とともに劣化をしていくというようなこともあるように見ておるところでもございます関係上、それらの機器がどれだけの効果を発揮できるのかも含めて、その効果等をこれから十分に検証しつつ、現在ある避難所誘導標識を更新する機会を捉えまして、従来型の避難誘導標識を更新の際にはそれらも含めて十分に検討し、対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長(高岡 進) 再質問を許します。

8番(辰己圭一)(登壇) ありがとうございます。

私もつい2日前ぐらいに総務部長から光る案内標識を取りつけたということをお聞きして、勉強不足で本当に申しわけないですけど、ただ、そういったものを含めまして、仮にそうやって設置されたときに、例えばホームページでこういうのを設置しましたということを上げていただくか、それとも、もしくは議会中に委員会のその他報告とかで教えていただけたらありがたいなと思います。

室内のほうではまだ今、そういうのは取りつけていないということであります

けれども、今後、多分検討していただけると期待しておりますので、しっかりと 調査をして、僕も個人的にこことここは危ないという箇所があるので、また日を 改めて相談に寄せてもらいますので、よろしくお願いいたします。ありがとうご ざいました。

以上です。

議長(高岡 進) 池田総務部長。

総務部長(池田朝博)(登壇) 辰己議員の再質問に対してお答えをさせていただきます。

今もおっしゃっていただきましたように、屋外の避難所誘導案内板、これをそういうものに変えたということで、これは本当にご指摘をいただいてから大変申しわけなかったんですけども、設置をしてから日がたっております。その間にも委員会がございましたので、私どものほうからこういうことに変えましたよというアナウンスをすべきだったと反省をしております。

また、住民の方にも、夜、出られたときにはひょっとしたらお気づきになっている方もおいでになるやもしれませんけども、やはり先ほど来のご質問にもありましたように、いろんな広報手段、SNSも含めまして広報手段があるわけですから、そういうことも含めて住民の方々へも周知をしておくべきだったなということで深く反省をしております。

本来の屋内における避難誘導標識、これに関しても、先ほど申し上げましたように、やはりいずれどこの場所にも更新時期が参ります。それと、見直せば当然、より設置が必要となるような場所もあるやもしれません。 そういうところのお気づきがありましたら、またご意見等としていただき、十分に検討した上で対処してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

一言でなかって申しわけございません。

議長(高岡 進) 8番、辰己圭一議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、5番、先山哲子議員。

5番(先山哲子)(登壇) 議長のお許しを得まして、私の質問、「空き家対策」についてをさせていただきます。

以前、兼平議員もこの空き家問題について一般質問しておりますが、その後の 経緯も含めまして、いろいろなことについてまた質問させていただきたいと思い ます。 近年、居住されていない家屋はふえつつあり、いろいろと問題となっております。2015年7月、総務省が住宅・土地統計調査を行いました。これは5年ごとに行っております。全国における空き家は、先ほど神崎議員がおっしゃいました820万戸、13.5%です。過去最高を更新し、これは右肩上がりにふえる傾向になっております。予測では、平成45年には2,147万戸、30.2%と言われております。空き家が防災、衛生、景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、この年、空き家対策特別措置法、いわゆる空き家法というものができ、一部で施行されておりました。

今までこの法ができるまでは、空き家の対処は自治体任せでありました。本年、28年5月、完全施行となりまして、これはどういう内容かといいますと、危険が予想される物件は自治体が修繕命令、強制撤去、代執行や罰金徴収等、強く指導もでき、また立ち入り調査も可能というものであります。

三郷町におきましても、平成25年、マンション棟などの集合住宅を除く戸建ての空き家調査をいたしました。これは外観から見たり、また聞き取り調査を含めて調査をしたと思いますが、三郷町における空き家の件数、比率、これは平成20年の分と、できましたら平成25年度の分とあわせて戸数とパーセンテージをお知らせしていただけたらと思います。

また、解体撤去に対し50万円を限度で町からの補助制度もありますし、またそういった調査も踏まえまして、いわゆる保安・衛生面、解体や工事が必要と思われる有害な、いわゆるこれを特定空き家といいますが、その件数とその後の指導、また実際に撤去が必要、補修が必要であれば、その指導をした結果、実際なされたのかどうかも踏まえてお聞かせ願いたいと思います。

20年度、25年度の空き家の件数、比率、それと特定空き家の件数と実態、お聞かせください。

議長(高岡 進) 西村環境整備部長。

環境整備部長(西村敦司)(登壇) 失礼します。先山議員のご質問にお答えしてまいります。

まず1点目の、三郷町における空き家の実態です。

平成20年の住宅・土地統計調査によりますと、これは賃貸用や売却用も含んでの住宅になりますが、総数1万1,020戸のうち1,890戸が空き家になっておりまして、17.2%という状況でした。同じく住宅・土地統計調査によ

る平成 2 5 年の調査では、総数 1 万 8 0 0 戸のうち空き家は 1 , 5 5 0 戸で、その率は 1 4 . 4 % となっております。

町が独自に行いました平成25年度空き家実態調査、これは戸建て住宅を対象としたもので、総数6,284戸のうち空き家は309戸で、その率は約4.9%となっております。

2点目のご質問であります、管理上問題のある空き家や有害な空き家、特定空き家と呼ばれていますけども、この件数でございますが、平成25年度空き家実態調査以降も引き続いて職員が外観目視による調査を実施しております。対象になるのは、11件が危険老朽空き家の対象となる可能性があると判断しております。それらの家屋の状況でございますが、長年にわたり放置されたことによる外壁の剥離や破損、屋根の変形や瓦等の破損、敷地内の草木の管理不行き届きなどが挙げられます。

平成26年度に要綱を設置いたしまして、倒壊等の危険性の高い空き家等の解体撤去を促すために、危険老朽空き家対策補助金交付要綱を制定し、今述べました危険老朽空き家11件のうち1件の方に補助金を活用していただいておりまして、現在、1件の方からご相談を受けている、このような状況でございます。

以上でございます。

議長(高岡 進) 再質問を許します。

5 番(先山哲子)(登壇) 当町におきましても空き家の比率はやはり全国とほぼ一致、 わずかだけ上回るとかそういった状況は、これはどこの自治体も今、苦慮してい るところでございます。特定空き家11件のうち1件は検討していくということ ですが、あとの10件は、やはり急を要すると思いますので、相手がいることな ので町のほうも大変とは思いますが、引き続きしつこく指導していっていただき たいと思います。

空き家対策というのは、要するに空き家を減らすということと、定住促進、活性化を図るため、空き家への入居を支援する、リフォームの補助制度もできておりますし、昨年、空き家へのアンケート調査を実施したと思います。これは売りたい、貸したいとか大まかなアンケート調査をしたわけですが、詳しくは結構ですので、どういったアンケートをして、どういった回答があったのかと、大体で結構です。大まかに教えていただけたらと思います。

それと、空き家登録、要するに貸したい、売りたいという地権者が物件を登録

するわけですが、これがいわゆる空き家バンク登録なんですが、どこの自治体も すごく空き家件数に対して登録が少ないというのが現状であります。これも今後 の課題ではありますが、登録すれば3年間登録しているわけですけれども、また 3年後には再登録も可能というものであります。

これは集約した情報をホームページで紹介し、売買契約とか、直接業者とのかかわり合いには町は介入しないというものでありますが、要は活性化を、貸したいということのほうなんですけれども、私が質問するのは。例えばいろいろなサークル、グループとか、高齢者の方たちのサロンのような場所が近くにあればという声はよく聞きますし、実際、相談も受けました。難しい点もあるんですけれども、ちょうど近場に貸してもいいよというバンク登録の物件があって、またちょうど1回だけ、1回こっきり借りるというのはだめですけれども、定期的に何回か借りる、また空いてるときはほかの団体も借りると、そういった場合なんかは補助金も出ますよね、たしか国とか。

そういうことも活用しながら、改装が必要であれば改装していただいて、あと、直接また賃料も発生するわけですけれども、個人情報もありまして、借りたいという方が直接交渉は難しいと思うんです。そういった場合、どのようにしたらいいんでしょうか。側面から町が相談に応じるとか、支援していくとか。例えば賃料も、活性化するためにはわずかでもいいから補助を出すとか、そういったことは考えられませんでしょうか。

そういったことも含めて、活性化していろいろ空き家を有効活用するということは、また今後はホームページで紹介してふえると思うんですが、実際に近所でリフォームとか建てかえがある場合、近所の空き家を借りて、例えばハウスメーカーの業者が借りて、そこで建築期間の間、借りたりするというのはちょこちょこありました。そういうことがもっともっと活発になって活用化が進むということと、ある施設なんかは、直接空き家の方と交渉して、グループホームとはまた違うんですけれど、そういう施設で活用している場合もあります。いろんなことが考えられるわけなんですが、要するにいろんなサークル、団体が借りたいということでそういうことに利用していただくと、また交流の場として活用していただくと、また交流の場として活用してらうと、地域とのつながりも強くなりますし、また子育て支援、介護予防、医療費の削減、引きこもりをなくす、生きがいができるということにもつながります。また、こういったことはどういうふうにお考えなのか、今いろいろと言いました

が、お答えいただきたいと思います。

議長(高岡 進) 西村環境整備部長。

環境整備部長(西村敦司)(登壇) 先山議員の再質問にお答えしてまいります。質問が多岐にわたっておりましたので、順番がテレコになるかもしれませんけれども、ご容赦ください。

まず、老朽空き家の指導につきましては、先ほど申し上げましたように11件のうち1件は解消したと。そのうち、あと10件残っているうちの1件は相談を受け付けている最中だということですので、8件に対しまして、もう一度詳細な調査を行いながら指導していければなと、このように思っています。

次に、27年度に実施いたしましたアンケートのことです。アンケートの依頼件数につきましては、25年度に実態調査を行った309件に対してアンケートを行いました。そのうち78件の方からご回答をいただきました。78件ご回答をいただきまして、そのうち空き家バンクへの登録を希望された方が17件ございました。その方を対象に登録に関する案内を差し上げましたけども、最終的には4件となり、今現在、3件が成約済みとなっているところです。

そのアンケートの内容でございますが、対象住宅の利用形態は今どのようになっていますかという調査をまずさせていただきまして、その中で居住されていないという方を対象に、その維持管理の頻度は月にどれぐらい管理しておられますかというような質問をしています。そして、対象住宅について購入者を募集しているのかとか、賃貸者を募集しているのか、そういった質問もさせていただきました。最終的にはその空き家の活用方法について、空き家バンクに登録する意思があるかというのが最終目的のアンケートの内容になっております。その結果、先ほど申し上げましたように17件の方が登録の意思があるという回答をいただいたものでございます。

次に、最後に質問をいただきました地域でサークルとかサロンとかグループとかの活用、要は地域力を活用した、そんな場にしていけるような空き家活用の方法について、町としてどのように考えているのかというようなご質問であったかと思います。

空き家の利用方法であったり管理・運営の方法等は、まず地域で考えていただくことが出発点であるということは前から申し上げているとおりでございます。 そのことがその事業を長期的に継続していける要件になってくるのかなと、この ように思っています。その内容をご提案いただきましたら、利用したいと考えておられる、その空き家の対象所有者の方との橋渡し等もできるだろうし、そこから発展して、行政としてどのようなお手伝いができるのか、そんなふうなことまで検討できるのではないかなと、このように思っております。

以上です。

今のところ、補助金をつくっていくという考えは持っておりません。

議長(高岡 進) 再々質問を許します。

5番(先山哲子)(登壇) バンク登録された方のいろんなものを集約したものはホームページでも出すんですよね。あと、パソコンできない方もいらっしゃるので、広報等にも時々そういう情報は流していただけたらと思います。要は、活発・活性化するためには、できるだけ皆さんによく知っていただく、また意識を持って、関心を持っていただくということが活性化につながる、有効利用につながると思います。

例えば県内でも郡山とか、あと橿原の今井町とかはすごく研究して、空き家の利用を活性化しております。例えば若い芸術家を呼ぶとか、それはまた地理的な環境的な面でいるいろと考えることは違うと思いますけれども、そういったことも結構やっているところはたくさんありますので、勉強もしていただいて、参考になるところは参考にしていただき、今後の課題ですけれど、バンク登録ももっともっとしていただく、またそれも利用していただく、空き家をなくすという方向につながるようにいろいろと努力していただけたらと思います。

回答は結構です。

- 議長(高岡 進) 5番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結します。 それでは、7番、木谷慎一郎議員。
- 7番(木谷慎一郎)(登壇) では、議長のお許しをいただきまして、私は今回、病児・ 病後児保育事業についてということでご質問させていただきます。

平成27年版男女共同参画白書において示されたある統計によりますと、昭和55年には35%にすぎなかった共働き世帯の割合も平成26年には60%まで増加しており、今なお増加傾向にあります。しかしながら、共働き世帯の子どもが病気にかかり発熱した場合、一般的には37度5分というボーダーラインを超えた時点で保育所への登園ができなくなってしまいます。すると、必然的に保護者の一方は仕事を休まざるを得なくなる、そして、そのしわ寄せは女性にかかる

ことが多いというのが現状ではないでしょうか。そうなると、経営者に悪意がなくとも子育て中の女性には会社においてほかの人と容易に交代ができる職務のみを担当させざるを得なくなることは容易に想像ができます。このような状況は、女性の活躍を成長戦略の中核とする国の方針に反するものであり、その解消は喫緊の課題と考えなくてはなりません。

また、今後、町外から三郷町へ移住する人をふやそうとする際には、近所に身内が住んでいなくても安心して病気の子どもの看病を任せることができる仕組みが整っている町であることは、移住促進の試みを成功に導く必要条件であると考えられます。町外の子育て世代の人が三郷町に魅力を感じてくれても、もし近所に身内が住んでいない人は、どんなときも両親だけで子育てをしないといけないようであれば、それを押して三郷町に移住してくれることはとても勇気が必要になってくることと思われます。遠方からの移住者にとっては、おじいちゃん、おばあちゃんを初めとした身内が近くに住んでいなくても、地域で子育てをサポートしてくれる各種の仕組みの存在が不可欠です。

ファミリーサポートセンターのような事業がその代表ですけれども、その一つとして病児保育が挙げられると考えます。ただ、病児保育に関しては、その必要性について必ずしも全国民的なコンセンサスが得られているとは言えない状況は承知しております。いわゆる、病気のときぐらい親が見てあげないとかわいそうという素直な感想です。もちろん、一番よいのは、子どもが病気のときぐらい気兼ねなく会社を休んで子どもを見てあげられる社会であることです。私自身も小さい子がいる父親として、子どもが本当にしんどそうなときはそばについていてあげたいと思いますし、そのような社会に変わっていく流れをつくれればと思っております。

しかし、現在、そのような状況にない方も多くおられるのもれっきとした事実であります。一たび子どもがインフルエンザにかかれば、症状自体は比較的早く回復するのですけれども、感染拡大防止目的の登園禁止期間が長いために、親も同じく1週間連続の休暇を覚悟しなければなりません。さらに兄弟にそれが感染すれば、10日、半月に及ぶこともあるでしょう。重要な任務を与えられた社会人が、予期せずそれだけの連続休暇をとることが職場の雰囲気として許容される職場が実際上どれだけあるのか。三郷町が平成25年に実施した子育てニーズのアンケートでも、父母が子どもの看病のために休暇をとることが難しいという方

が多数おられ、その結果、仕方がなく病気の子どもだけで留守番をさせて出勤するというつらい選択をせざるを得なかったという回答をされた方もおられました。 将来的に気兼ねなく子どもの看病のために休むことができる社会が実現するまで の過程として、今、病児保育が必要とされる、そう思います。

都市部を中心に待機児童が問題となっているさなか、三郷町は待機児童がゼロということで、とてもうまく運営がされていると思います。ただ、それを前提といたしまして、次の段階では病児・病後児保育の充実を図っていく必要があります。このような女性の活躍に資することはもちろん、日本経済の成長戦略であり、将来の三郷町がさらに発展できるかの要因の一つとなる可能性のある病児・病後児保育事業が今後三郷町で実現されるのか、実現されるのであれば、どのような形でいつになるのか、町の現在の見通しをお聞きいたします。

よろしくお願いいたします。

議長(高岡 進) 大西健康福祉部長。

健康福祉部長(大西孝浩)(登壇) それでは、木谷議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、病児・病後児保育につきましては、病院などに併設された施設に看護師などを配置する施設型と、病気の園児の自宅に看護師などを派遣する訪問型の大きく2種類に分かれております。現在、県内におきましては病児保育を実施している施設は6カ所ありますが、その全てが訪問型ではなく施設型であり、病院などに併設したものとなっております。また、病後児保育にありましては九つの保育園が実施しており、全て専用スペースを設け、看護師などのスタッフが配置されたものとなっております。

本町におきましては、病児・病後児保育を実施している施設や保育園がないことから、また訪問型を提供している事業者がないことから、町内の保育園 4 園では、先ほど議員のご質問にありましたとおり、3 7 度 5 分未満の発熱などで服薬が必要な園児については各園で対応していただいており、医師の診察が必要となります3 7 度 5 分以上発熱された園児については、保護者の方に迎えに来ていただくというルールづけがなされております。

今後、町といたしましては、病児・病後児保育は子育てと就労の両立支援のため重要な事業であり、その必要性については認識をいたしてはおりますが、当町の単独事業として実施する場合、その利用者数から人員面や施設面などにおいて

実施が困難であり、これまでも奈良県に対しまして広域的な医療機関による事業 実施を要望しているところでありますので、今後も引き続き県に要望を重ねてま いりたいと考えております。

なお、現在も保護者から病児保育の問い合わせがあった場合には、県内で実施されている施設をご案内させていただいておりますとともに、保育中の体調不良の園児につきましては、保護者の方が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を町内それぞれの園で行っていただいております。

以上でございます。

議長(高岡 進) 再質問を許します。

7番(木谷慎一郎)(登壇) お答えいただきましてありがとうございます。

病児保育自体の重要性については、認識をいただいているということで、とてもありがたいことだとは考えております。ただし、その内容といたしまして、町の単独事業としては実施は困難なので、県事業として進めてもらえるように要望されているというようなお話だったかというふうに捉えております。単独事業として実施が困難というところ、確かに一般的にはそういうふうにも言われてはおります。しかしながら、三郷町内においてもそれ自体、十分需要があるものというふうに私は考えておりまして、少し三郷町内の病児保育需要の推測といいますか、試算をしてみました。

まず、三郷町で保育園に通う三郷町在住の児童は、平成28年4月現在、477人おられます。そして、西部保育園の平成28年4月における病欠の児童数は全児童の約3.81%だったというふうに聞いております。このことからすれば、三郷町内で病欠により保育園に通えない児童は、毎日おおむね18人ほどおられるものというふうに推測がされます。そして、三郷町が平成25年に行った子育てニーズのアンケートでは、父母が仕事を休んで看病した人、つまり親族に病児を預けることができなかった人で、かつ病児保育があれば利用してみたいという方は、保育園利用者全体の32%に及ぶことが読み取ることができます。これを勘案すれば、三郷町在住の児童だけでも1日当たり5人ほどの利用が見込めるのではないかというふうに考えております。

一般的に病児保育施設の定員は、当然、施設規模により異なりますけれども、 全国病児保育協議会の調査によれば、定員 4 名前後の中規模施設がその多くを占 めております。この定員 4 名の施設をつくった場合、需要がなく単独ではできな いということにはならずに、十分な需要が見込める、そして町の単独事業として行うことがなかなか難しいというようなお話の要因だとは思うんですけども、一般的に、先ほどの答弁にもありましたとおり、病院・診療所併設である必要があるという認識でおられるということもあり、単独事業では難しいというふうに考えられているのではないかというふうに捉えております。

しかしながら、私は結論的には、病院併設でなくても病児保育を行える、行うべきであるというふうに考えております。以下、その理由をご説明させていただきます。

まず、ここで少しお話をさせていただきますと、いわゆる広い意味での病児保育は、狭い意味の病児保育と病後児保育、体調不良児保育というのに分かれております。病児保育は病気の急性期を含めた病気にかかっている児童、つまり入院が必要な状態であるなどの例外的な場合を除いて、全ての病児を預かることができる事業です。病後児保育は、病気の回復期であるけれども、通常の集団生活を受けることができない児童を保育する事業で、体調不良児保育は、通常保育中に発熱した子どもを保護者が迎えに来るまでに看病するという、そのような事業に分かれております。一方、保育の提供方法で分けますと、先ほどの答弁にもございましたとおり、施設型と訪問型に分けることが可能です。

ところで、以前、伊藤勇二議員が平成26年12月議会の一般質問で訪問型の 病児保育について、質問をされておられました。そのような訪問型の病児保育を 展開している団体は、病後児保育ではなく病児保育を実施されています。

しかしながら、この訪問型の病児保育において、例えば東京のNPO法人フローレンスという団体では、当然、各家庭に医師を派遣しているわけではなく、さらに看護師でも保育士でもない、通常の子育て経験者で研修を受けた者、いわゆる家庭的保育者に当たる方が病児の保育を行う場合もあるというふうに聞いております。にもかかわらず、ホームページでは累計3万件以上の保育を行い、事業開始以来10年間、事故なく運営されているというふうに発表されています。このことは、小児科の医師との十分な連携とサポートがあれば、必ずしも病院、診療所併設ではなく、医師が常勤せずとも安全に病児を預かることが可能であることを、実践を通じて示されているというふうに考えます。

さらに、国や県の基準においても病児・病後児保育施設が確保すべき人員の要件としては、看護師等を利用児童おおむね10人に1人以上配置するとともに、

病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置することとされており、病児の受け入れ人数にもよりますが、 看護師1名と保育士1名で最少の基準を満たすこととなります。必ずしも病児保育に医師がいなければならないとされているわけではありません。

繰り返しになりますが、病児保育は医療機関併設が一般的であり、望ましいんですけれども、そうでなくても緊急の場合にすぐ連携する医師につなぐことができる体制があれば、必ずしも病院併設である必要はないと考えます。

実際にも、東京都練馬区には練馬区病児保育センターぱるむという独立型の病児保育施設があります。これは医療機関に併設されておらず、ネットワークカメラなどを利用して周りの小児科の医師が保育所の様子を見ることができるようになっています。そして、複数の小児科医の持ち回りで回診をしてもらえるというような形で、看護師と保育士のみで、病院併設型でない独立施設で病児保育を行っております。そのほか、新宿区、世田谷区など、数が少ないながらも先進事例として独立型の病児保育が運営されております。

なかなか医療機関併設型となりますとハードルが上がるといいますか、費用的なところもかなり困難になってくるとは思うんですけれども、このような運営の工夫をしていただくことで、三郷町でも病児保育を行うことをご検討いただけたらと思い、見解をお聞きしたいと思います。

議長(高岡 進) 大西健康福祉部長。

健康福祉部長(大西孝浩)(登壇) 失礼いたします。それでは、木谷議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

いろいろと病児保育についての必要性について議員のほうから数字を挙げて説明していただきまして、ありがとうございます。ただ、病児・病後児保育につきましては、単に病気の子どもを預かるというだけでなく、病気の子どもの全てのニーズを満たしてあげるために、保育士や看護師、ひいては栄養士や医師などの専門家集団が保育・看護を行い、子どもの健康を見守っていく事業でありますので、町単独でできるかどうかも含めて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

また、それと並行いたしまして、先ほどの答弁でも申し述べましたけれども、 西和医療センターで行われております院内保育をセンターの就労者のみならずー 般の方にも開放していただけるよう、奈良県に対しまして要望いたしたいという ふうに考えております。

以上です。

議長(高岡 進) 7番、木谷慎一郎議員の質問は、以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

月曜日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしくお願いいたします。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

散 会 午後 1時50分